

暴力等根絶相談窓口運用細則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>暴力等根絶相談窓口運用<u>規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)は、本協会の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「暴力等根絶相談窓口」の運用の方法等について、「暴力等根絶相談窓口運用<u>規則</u>」(以下、「本規則」という。)を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 本<u>規則</u>の対象者は、次の<u>団体及び</u>個人とする。</p> <p><u>(1) 本協会の役職員等(理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等)</u></p> <p><u>(2) 本協会に加盟する以下の団体(以下「加盟団体」という。)</u></p> <p>① <u>都道府県サッカー協会</u></p> <p>② <u>地域サッカー協会</u></p> <p>③ <u>各種の連盟</u></p> <p>④ <u>関連団体</u></p> <p>⑤ <u>Jリーグ</u></p> <p><u>(3) 本協会に登録する加盟するチーム(準加盟チームを含む)</u></p> <p><u>(4) 本協会に登録する以下の個人(以下「選手等」という。)</u></p> <p>① 選手</p> <p>② 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)</p> <p>③ 審判員</p>	<p>暴力等根絶相談窓口運用<u>細則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という。)は、本協会の定める「内部通報者保護規則」に基づき設置した「暴力等根絶相談窓口」<u>(以下、「窓口」という。)</u>の運用の方法等について、「暴力等根絶相談窓口運用<u>細則</u>」(以下、「本<u>細則</u>」という。)を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 本<u>細則</u>の対象者は<u>本協会に登録する</u>次の個人とする。</p> <p><u>(1) 選手</u></p> <p><u>(2) 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)</u></p> <p><u>(3) 審判員</u></p>	<p>下記第6号に移動</p> <p>適正化(※行為の主体(対象者)は個人となるため)</p>

- ④ 審判指導者
- ⑤ 加盟団体又は加盟チームの代表者
- ⑥ 加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(5) その他のサッカー関係者

(通報窓口)

第3条 前条に定める対象者は、次の暴力等根絶相談窓口（以下「窓口」という。）に通報を行うことができる。

住所：東京都文京区サッカー通りJFAハウス内

電話番号：050-2018-1990（開設時間：平日10時～15時）

FAX：03-3830-2005

(通報の対象行為)

第4条 通報の対象行為は、サッカーの活動現場における暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等）等とする。但し、係争中のものは除く。

2 本協会加盟団体に窓口及び対応委員会が設置されており、十分に対応出来得る案件と判断される場合及び本協会として事実調査に取り組みないと判断した場合は、その旨を通報者に通知する。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根

(4) 審判指導者

(5) 加盟団体又は加盟チームの代表者

(6) 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(通報窓口)

第3条 窓口への通報は電話（電話番号は別に定める）又はインターネットフォーム（本協会公式ホームページ内に設置）によるものとする。

(通報者の範囲)

第4条 窓口へ通報できる者（以下、「通報者」という。）は、原則として、第4条に定める通報の対象行為によって被害を受けた者又はその家族、関係者、代理人若しくはこれに準ずる者とする。

(通報の対象行為)

第5条 通報の対象行為は、本協会に登録されたチームにおけるサッカーの活動現場における対象者による暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫及び威圧等）とする。

(通報者の責務)

第6条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する

FAXからインターネットフォームへと変更

通報者の範囲の定義

対象行為の明確化
第12条第4項に包含

第12条第4項に包含

根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(窓口の担当者等の責務)

第6条 窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第7条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

3 窓口への通報方法は、電話及びFaxとする。

4 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、その周知徹底を図るものとする。

5 窓口通報者は、通報相談内容に係る事実について、被通報者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な証拠を示して行うよう努める。

6 通報相談内容が匿名であっても、通報相談内容が事実であると信じるに足りる相当な証拠が示される場合については、可能な限り調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。

7 本協会は、窓口通報者の連絡先が確保できないこと等によって、本規則に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合にはその責務を免除されるものとする。

(通報内容の記録・保管)

第8条 窓口の担当者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、連絡先、通報相談内容及び証拠等を記録し、5年間保管しなければならない。

根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(本協会の責務)

第7条 本協会は、法規範並びに本協会の諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第8条 窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

3 本協会は、窓口の連絡先をホームページ等に掲載することとし、その周知徹底を図るものとする。

4 通報者は、通報内容に係る事実について、被通報者の氏名、当該行為の被害者に関する情報、行為の事実その他関連の情報を明らかにし、通報事実が真実であると本協会が信じるに足りる相当な証拠を示して行うよう努める。

5 本協会は、通報が匿名であっても、通報内容が真実であると本協会が信じるに足りる相当な証拠が示される場合については調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じることができる。

(通報内容の記録・保管)

第9条 本協会は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、連絡先、通報内容及び証拠等を記録し、一定期間保管するものとする。

窓口の運用に関する責務は、担当者個人ではなく本協会が主体的に負う（以下、複数箇所同様）

第3条と重複のため削除

適正化

適正化

第12条に移動し、包含

個人情報保護の観点から適正化

(当事者の個人情報の保護)

第9条 窓口の担当者、担当者から調査を依頼された者、その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を開示してはならない。

2 本協会は、窓口の担当者及び調査を依頼された者等に対し、当事者の個人情報を開示するよう求めてはならない。

3 前二項にかかわらず、本規則に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で当事者の個人情報を開示しなければならない場合については、この限りではない。

(協力要請)

第10条 本協会は、通報相談内容の事実関係の調査に際して、本協会加盟団体その他の第三者の協力が必要な場合には、当該加盟団体その他の第三者に対し、窓口への協力を要請する。

2 前項により支援要請を受けた者は、調査に関する事務を遂行するにあたっては、通報相談内容に関する事実を秘密として保持しなければならない。

(通報に基づく調査)

第11条 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。

2 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 通報者及び通報対象者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(当事者の個人情報の保護)

第10条 本協会は、通報された情報に関して秘密を保持しなければならない。当事者の同意がない限り、当事者の個人情報を第三者に対して開示してはならない。ただし、本協会は、本細則に基づく調査等の実施に必要な範囲で、本協会加盟団体その他の第三者に対して当該情報を開示することができる。本協会より情報提供を受けた者は、調査その他を遂行するにあたっては通報内容に関する事実を秘密として保持しなければならない。

上述の理由により修正

上述の理由により削除

上述の理由により削除

第13条に含まれるため削除

(通報に基づく調査)

第11条 本協会は、通報された行為が本協会の懲罰規程に違反する疑いがある場合、調査を行うものとする。

調査対象の明確化

2 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。

3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 通報者及び通報対象者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第12条 窓口の担当者は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した団体のウェルフェアオフィサー等に依頼する。

2 窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに所属長に報告するものとする。また、通報内容について速やかに関係団体に調査を依頼し、その調査結果を所属長に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第13条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

(調査結果に基づく対応)

(調査の方法)

第12条 本協会は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した団体が所属する加盟団体に依頼する。ただし、本協会が必要と判断した場合は、本協会が直接調査し、その措置について審議、決定することができる。

2 調査を依頼された団体は、公正かつ公平に調査を実施するものとし、その調査結果を速やかに本協会に報告する。この場合において、当事者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

3 第11条第1項の定めにかかわらず、以下に該当する場合は、本協会及び加盟団体は調査等の措置を講じないものとする。

(1) 通報者又は被害者が被通報者に対する措置を望まない場合

(2) 通報者、被害者、被通報者又は対象行為に関する十分な情報が提供されないことにより事実関係の調査が困難と本協会が判断した場合

(3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他のスポーツ団体等の同種の機関又は本協会加盟団体等により既に対応済み又は調査中の事案の場合

(4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となることが合理的に見込まれる場合

(5) 上記のほか、本協会又は加盟団体が調査を行うことが明らかに適切でないと認める場合

(調査結果に基づく対応)

調査等の依頼先を加盟団体（事務局）に変更
JFAが直接、調査・審議する場合があることを規定

上述の理由から削除

適正化

調査を行うことができない場合を定義

第14条 本協会は、調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合には、当該行為者、当該加盟団体等への懲戒処分、再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。

2 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに窓口通報者に対し、当該措置の内容を遅滞なく通知する。

3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4 本協会は、窓口通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報相談内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第15条 本協会は、通報者が窓口に通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

2 本協会は、窓口通報者が窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本協会加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、窓口通報者が、かかる取り扱いについて同意している場合を除く。

3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本協会は当該行為を中止させるとともに、諸規程に基づき当該行為者及び当該加盟団体等への懲戒処分等を検討するものとする。

4 本協会は、窓口通報者に対し、利用したことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われてないかを確認する等、窓口通報者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(懲罰等)

第16条 本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

第13条 本協会又は所管の加盟団体は、前条の調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合には、当該行為者及び当該加盟団体等への懲罰処分又は再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。

2 本協会は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報者に対し、当該措置の内容を通知することができる。

3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本協会は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4 本協会は、通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

(不利益な取り扱いの禁止)

第14条 本協会は、通報者が窓口に通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。

2 本協会は、通報者が窓口を利用したことを理由として不利益に取り扱われないように適切な措置を講ずるとともに、本協会加盟団体に同様の措置を取らせるものとする。但し、通報者が、かかる取り扱いについて同意している場合を除く。

3 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合、本協会は諸規程に基づき当該行為者及び当該加盟団体等への処分等を検討するものとする。

4 本協会又は所管の加盟団体は、窓口通報者に対し、利用したことを理由として不利益な取り扱いや嫌がらせが行われてないかを確認する等、窓口通報者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

(懲罰等)

第15条 本細則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

実行性を踏まえて適正化

適正化

適正化

<p>(改廃)</p> <p>第17条 本<u>規則</u>の改正は、<u>本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第18条 本<u>規則</u>は、2017年1月1日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>2017年 9月14日 (2017年10月2日施行)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(窓口業務の委託)</u></p> <p><u>第16条 本協会は本細則に基づく窓口の運用にかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができる。</u></p> <p>(改廃)</p> <p>第17条 本<u>細則</u>の改正は、<u>会長が行う。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第18条 本<u>細則</u>は、2017年1月1日から施行する。</p> <p>(改正)</p> <p>2017年 9月14日 (2017年10月2日施行)</p> <p><u>2020年 5月14日</u></p>	<p>窓口業務の外部委託を可能とするための修正</p> <p>規則等管理規則に従い修正</p>
--	--	---